

第 38 回政策評価審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年5月31日（金）
- 2 場 所
持ち回りにより開催
- 3 参加委員
岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、前葉泰幸委員、横田響子委員、大橋弘臨時委員、田邊國昭臨時委員
- 4 議 題
今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 5 資 料
調査テーマ案：倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査
調査テーマ案：外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査
- 6 会議経過（○：委員発言、●：事務局発言）
 - (1) 行政運営改善調査のテーマ案（倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査）について、委員からの意見の概要は以下のとおり。
 - 倒木等による停電は、今後も発生する可能性のあるものだと推測される。そのため、事業者と地方公共団体の役割分担や費用負担の課題など、必要な対策を講じていくためにも、今回の調査が必要と考える。
 - 近年は、多くの自然災害や複合災害に見舞われるリスクが増えている。倒木による停電への対処は、地域一帯が被災した場合、重機が入れず人手に頼った事後処理等が行われてきた。

倒木による停電予防のための樹木の事前伐採は、災害の予防措置に含まれるが、昨今の災害による想定外の被害状況を鑑みれば、予防関連の予算を投じることによって経済損失も縮小できるだろう。

電線に触れる危険性のある枝などを切る「電気事業法に基づく伐採」や、災害を想定した「事前伐採」等の方法があるようであるため、所有者や地方公共団体との連携が求められる。その上で、費用負担が少ない伐採の在り方の検証も考えられる。

さらに、災害種別にリスク分析のための AI 活用や過去の教訓をデータベース化することにより、最小限の投資で防災、減災を目指すことが大切かと

考える。

- 御意見のとおり、災害発生後の倒木処理に時間を要するケースがあること、それにより停電復旧が長期化する例があることから、経済的損失への効果を含め、事前伐採に取り組むことに意義があるものと考えている。

「事前伐採」について、一般送配電事業者との連携を検討するに当たり、費用の負担を含めて、地方公共団体が必要としている情報が何かを把握したい。

また、御意見のとおり、伐採箇所の選定について、効率的・効果的に実施するための苦労があると推測されるので、地方公共団体や一般送配電事業者がどのように取り組んでいるのかを把握したい。

- 本調査テーマ案は、近年の社会の変化に伴う政策課題に関する調査であるため、充実した調査を期待する。

特に、所有者の特定に時間がかかる、特定した後にも連絡が取れないなどの地方公共団体等の負担が重い事務については、条例の制定や既存の空き家条例の援用などにより解決している事例があれば、その辺りも含めて調査を進めてほしい。

- 発生時の影響の範囲の大きさに鑑みると、本調査テーマ案は非常に重要だと認識している。

事前伐採の費用の負担や役割分担が明確な地方公共団体では、i) どのようなロジックや制度に基づき決定したのか、ii) 発生後の役割分担のロジック転用は可能かという観点から調査してほしい。併せて、協議・調整プロセスについても可能であれば調べてほしい。

また、i) 個別の地方公共団体単位による取り決めが適切か、ii) 複数の地方公共団体で連携し調整する有用性についても調べてほしい。

- 事務局としても、事前伐採に取り組んでいる地方公共団体が、伐採費用の負担や役割分担についてどのようなロジックや制度を採用して決めたのか関心を持っているため、調査していきたいと考えている。
- そもそも森林の管理者がはっきりしない場所があるのではないか。
- 事務局としても、御意見のとおりの方が推測されるため、樹木の事前伐採の実施箇所において、所有者不明の森林であった場合の対応状況についても調査することとし、対応事例や課題を把握したいと考えている。

(2) 行政運営改善調査のテーマ案（外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査）について、委員からの意見の概要は以下のとおり。

- 国によって求めるものが区々であることを知り、実態を把握するために調査を行うことは妥当であると考え。解決策としては、社会保障協定だけでなく、協定以外の方法もあるようであり、調査で実態を明らかにすることにより、受給者等の負担軽減につながる方策の後押しができるとういと考えている。

- 住民票の英訳を公的書類として簡便に得られる仕組みは日本人の外国年金の場合だけでなく、外国人住民に関する行政事務の改善の面でも重要だと考える。
- 市区町村では、外国年金の生存証明書以外にも、外国語で証明書を発行することや、外国語の証明書類に署名することを求められるケースがあるはずである。これらのケースを含め、市区町村における外国語による証明対応の状況を広く調査してはどうか。
- 各国のデジタル政府の進捗度についても、調査の方向性として関連するのではないかと。調査の方向性に異論はないが、利用者（年金受給者）にとって、負担感が少なく煩雑ではない申請についてのエビデンスが定量的に調査できるようなベンチマークがあると参考にしやすい。例として、受給者が申請に必要な所要時間、ワンストップサービス化、デジタル化などが挙げられる。
- 外国年金の受給者の生存証明については、行政サービスの一環として署名を行っている市区町村もあれば、住民基本台帳の記載事項と相違ない旨の署名は行っているが生存を証明する署名までは行っていないとする市区町村もあり対応は区々となっていると認識している。市区町村の中には、外国語を併記した住民票の写しを発行したり、受給者が住民票を英訳したものを認証している事例もみられる。

外国年金の生存証明手続については、国により区々となっており、日本語のままの住民票を提出すれば良いとしている国がある一方、大使館への出頭等を必要としている国もあると認識している。また、スマートフォンのアプリから生存証明書の提出ができるなど、デジタル化が進められている国もあると認識している。

今回、外国年金の生存証明について市区町村の対応や外国の年金機関が求める書類等や手続を調査することで、市区町村が行政サービスで行う外国語の証明書類への署名等の事務の状況を把握するとともに、外国年金受給者の負担軽減につながる方策を検討していきたいと考えている。

以上

(文責：総務省行政評価局)